

ウイスキー検定
WHISKY KENTEI

合格者限定ツアー

第10弾

三郎丸蒸留所

T&T TOYAMA



ウイスキー検定
合格者限定

見学ツアー



ウイスキー文化研究所 代表 土屋守 おすすめコメント

世界初の鑄造製スチル、ZEMON(ゼモン)を使って蒸留される三郎丸蒸留所。老舗酒蔵ならではの風情もさることながら、伝統と革新が見事に融合した蒸留所として、世界中のウイスキー愛好家の熱い視線が集まっています。是非この機会をお見逃しなく!!



※土屋守は今回のツアーに同行いたしません。



5.26日

参加費(税込) **22,000円**

定員:40名(先着順) ※最少催行人数25名

SCHEDULE 日帰り

- 11:00 JR富山駅 集合
- 11:10 JR富山駅 出発(バス)
- 12:00 三郎丸蒸留所 到着
昼食+見学+セミナー
& テイスティング+買い物
- 15:00 三郎丸蒸留所 出発(バス)
- 15:30 井波熟成庫 見学(~16:00)
- 17:00 JR富山駅 到着・解散

お申し込み

2024年4月15日(月) 12:00 開始予定

お申し込み方法は、4月初旬、ウイスキー検定公式サイト
[Information] よりご案内いたします



ツアーの目玉!



一般非公開の井波熟成庫
(T&T TOYAMA)が
見学できる



三郎丸蒸留所 稲垣貴彦氏
T&T TOYAMA 下野孔明氏
による解説も



三郎丸蒸留所と
井波熟成庫から6種類の
スペシャルティイスティング



大正蔵でいただく
若鶴酒造のレストラン
竈flamme炭三郎のお弁当

注意事項

※ウイスキー検定合格者限定ツアーです。いずれかの級に合格していない場合は参加できません。※ウイスキー文化研究所 代表 土屋守は今回のツアーに同行いたしません。
※スケジュールや企画内容は変更となる場合があります。 ※画像は全てイメージです。実際と異なる場合があります。

お問い合わせ 一般社団法人ウイスキー検定実行委員会 〒150-0012 東京都渋谷区広尾1-10-5 テック広尾ビル5F ☎ 03-3444-6577(平日10:00-18:00) ✉ kentei_uketsuke@whiskykentei.com

旅行企画・実施 / 株式会社グローバルツアー 東京都知事登録旅行業 第2種6459号 東京都世田谷区代田3-34-17 (一社) 全国旅行業協会正会員

お申込み・受託販売 / 株式会社Whisky Tourism Japan 東京都知事登録旅行業 第3種8475号 東京都品川区西五反田5-23-3 BLOCKS目黒不動前108 (一社) 全国旅行業協会正会員

企画協力 / ウイスキー文化研究所 東京都渋谷区広尾1-10-5 テック広尾ビル5F

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行) ☆お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい☆

1、本旅行条件書の意義—本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2、募集型企画旅行契約—(1)この旅行は、当社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。(2)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、及び、当社旅行予約募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含みます。(以下「最終旅行日程表」といいます。)

3、旅行のお申込みと契約の成立時期—(1)当社にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として振り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。(2)当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日から当社の指定する日までに申込書の提出と申込金の支払が必要です。

4、お申込条件—健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障りのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。

5、旅行代金に含まれるもの—(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりコミケツ)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等)及び消費税等諸税。(2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費。(3)その他「旅行代金」に含まれる旨表示したものの。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

6、旅行代金に含まれないもの—前項の(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1)超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
(2)空港施設使用料
(3)クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
(4)ご希望のみに参加されるが「旅行代金」に含まれない追加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)但し旅行代金に含めた場合を除く
(6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費

7、旅行契約内容の変更—当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画より異なる運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ遅やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

8、旅行代金の額の変更—当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたると日より前にお客様に通知いたします。

(2)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金に異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

9、お客様の交替—お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この際、交替に要する手数料等の所定の金額をいただきます。

10、取消料—(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースで一緒(同室)にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。(2)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。(3)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部的変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

国内旅行に係る取消料

旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して21日前まで	無
旅行開始日の前日から起算して20日前まで(日帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

11、旅行開始前の解除

(1)お客様の解除権

①お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み日の営業時間内にお受けいたします。

②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第15項に掲げるものその他の重要なものである場合に限り。b、第8項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。c、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d、当社がお客様に対し、第2項に記載の最終旅行日程表がある場合で同項に規定する日までに解消しなかったとき。e、当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

(2)当社の解除権

①お客様が期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

a、お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b、お客様の病状、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。c、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。d、お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。e、お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。f、

天を目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはお客様が極めて大きいとき。g、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。h、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。i、お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。j、お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。f、

天を目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはお客様が極めて大きいとき。g、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。h、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。i、お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。j、お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。f、

天を目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはお客様が極めて大きいとき。g、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。h、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。i、お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。j、お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。f、

天を目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはお客様が極めて大きいとき。g、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。h、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。i、お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。j、お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。f、

天を目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはお客様が極めて大きいとき。g、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。h、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。i、お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。j、お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。f、

による損害を被った場合。

13、特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。但し現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機能カードを含みます。)、各種カードその他これらに準ずるもの、コンタクト等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

14、お客様の責任—お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社の損害に賠償しなくてはなりません。またお客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供されたことを認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、スタッフ等もしくは当社に申し出なければなりません。添乗員、スタッフ等がつかないコース、休日等の営業時間外の理由で当社に連絡がつかない場合には下記へご連絡願います。

TEL 03-3411-9686

15、旅程保証—当社は、当社約款の規定により次に掲げる契約内容の重要な変更(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運送計画より異なる運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体安全確保のために必要な措置等による変更を除きます)が生じた場合は旅行代金に1%~5%の所定の率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。この場合当社はお客様の同意を得て変更の支払いに替えて同等またはそれ以上の物品又は旅行サービスの提供で補償を行うことがあります。尚、当社が旅行者1名に対して1旅行契約につき支払う変更補償金の額は15%を上限とします。又、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1000円未満であるときは変更補償金は支払いません。

16、国内旅行保険への加入について—ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

17、個人情報の取扱い—当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートの満足度等にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。

18、旅行条件・旅行代金の基準—本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は令和3年9月1日となります。

☆このご旅行に担当からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく旅行業務取扱管理者へご質問下さい。

(R03/09)

旅行企画・実施

登録番号：東京都知事登録旅行業 第2種 6459号

名称 株式会社グローバルツアー

所在地 東京都世田谷区代田3-34-17

電話番号 03-3411-9686

担当名 秋元 圭大

総合旅行業務取扱管理者 秋元 圭大

(一社)全国旅行業協会正会員